

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成27年2月6日
【四半期会計期間】	第58期第3四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	名古屋電機工業株式会社
【英訳名】	NAGOYA ELECTRIC WORKS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 干場 敏明
【本店の所在の場所】	名古屋市中川区横堀町1-36
【電話番号】	052(443)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 江州 秀人
【最寄りの連絡場所】	愛知県あま市篠田面徳29-1
【電話番号】	052(443)1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 江州 秀人
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第3四半期 累計期間	第58期 第3四半期 累計期間	第57期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (千円)	8,313,204	9,472,708	14,304,129
経常利益 (千円)	77,116	182,637	760,633
四半期(当期)純利益 (千円)	473,949	301,438	839,957
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,100,005	1,100,005	1,100,005
発行済株式総数 (株)	6,032,000	6,032,000	6,032,000
純資産額 (千円)	7,489,145	8,956,625	7,838,272
総資産額 (千円)	13,075,234	14,136,175	14,113,128
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	78.65	50.08	139.39
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	5.00
自己資本比率 (%)	57.3	63.4	55.5

回次	第57期 第3四半期 会計期間	第58期 第3四半期 会計期間
会計期間	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日	自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	41.63	81.96

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第57期第3四半期累計期間及び第57期においては、持分法を適用する関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

3. 第58期第3四半期累計期間においては、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、持分法を適用した場合の投資利益は記載を省略しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、アベノミクス効果による円安、株高などを背景に緩やかな回復基調が続きました。また、復興需要、政府の経済対策などを背景に、公共投資は底堅く推移しました。一方、海外景気の下振れ懸念などにより依然としてわが国経済の先行きは不透明な状況が続いております。

当社の主要事業であり、官需を主とする情報装置事業につきましては、同業他社に加え近年新規参入した企業との価格競争が依然として続いております。しかしながら、幅広い顧客向け受注活動を行ったことにより、受注と売上は堅調に推移しました。

一方、民需を主とする検査装置事業につきましては、企業の設備投資は緩やかな回復基調が続く一方、受注獲得のため、他社製品との差別化競争は激しさを増しております。そのため、より優れた製品で顧客ニーズに対応すべく、高機能はんだ付け外観検査装置や高精細X線検査装置を中心に新製品の開発を進めてまいりました。

これらの結果、当第3四半期累計期間におきましては、売上高94億72百万円（前年同期比13.9%増）となりました。損益面については、営業利益1億59百万円（前年同期比242.0%増）、経常利益1億82百万円（前年同期比136.8%増）となりました。四半期純利益は、前年同期のような特別利益（子会社合併による抱合せ株式消滅差益）の計上がなかったことから3億1百万円（前年同期比36.4%減）となりました。

また、当第3四半期会計期間の末日現在の受注残高は78億58百万円となりました。

なお、当社の主要事業である情報装置事業の大半は、官公庁向けの道路交通に関わる情報装置関連製品であり、例年、売上高は第4四半期、特に期末に集中する傾向がありますので、第3四半期累計期間の収益は、相対的に低水準となっております。

セグメントの概況につきましては、次のとおりです。

情報装置事業

高速道路会社向け案件を中心に大型案件だけではなく小型案件の獲得にも注力したことや、震災からの復興需要などがあり受注と売上については、着実に積み上げることができました。また、自社開発した超薄型散光式警光灯の販売も開始しました。損益面につきましては、競争の激化により採算性が厳しい状況のなか受注済案件の契約金額増額やコスト削減などにより改善しました。

この結果、売上高86億17百万円（前年同期比17.3%増）、営業利益8億47百万円（前年同期比50.4%増）となりました。

検査装置事業

既存のはんだ付け外観検査装置やX線検査装置を中心に新規及び更新需要に対する販売活動を積極的に行いました。一方、他社との競争に打ち勝つため、顧客ニーズにあった製品開発、改良を進めてまいりましたが、新製品をタイムリーに投入することができず売上は低調に推移しました。また、重点的に製品開発に投資したため収益性は悪化しました。

この結果、売上高8億55百万円（前年同期比11.6%減）、営業損失2億30百万円（前年同期は98百万円の損失）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における全社の研究開発活動の金額は、3億72百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	14,000,000
計	14,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月6日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,032,000	6,032,000	名古屋証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	6,032,000	6,032,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	6,032,000	-	1,100,005	-	1,020,375

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日である平成26年9月30日の株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,022,000	6,022	-
単元未満株式	普通株式 4,000	-	-
発行済株式総数	6,032,000	-	-
総株主の議決権	-	6,022	-

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
名古屋電機工業株式会社	名古屋市中川区横堀町1-36	6,000	-	6,000	0.09
計	-	6,000	-	6,000	0.09

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己株式は58,000株であります。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
常務取締役	ITS情報装置カンパニー副社長	山路 明信	平成26年9月30日

(2) 役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役 社長	FA検査装置カンパニー担当	代表取締役 社長	-	干場敏明	平成26年8月1日
代表取締役 専務	ITS情報装置カンパニー社長 兼ITS情報装置カンパニー 事業推進室長	代表取締役 専務	ITS情報装置カンパニー社長 兼ITS情報装置カンパニー 事業推進室長 兼FA検査装置カンパニー 担当	服部高明	平成26年8月1日
代表取締役 社長	FA検査装置カンパニー社長	代表取締役 社長	FA検査装置カンパニー担当	干場敏明	平成26年10月1日
代表取締役 専務	ITS情報装置カンパニー社長	代表取締役 専務	ITS情報装置カンパニー社長 兼ITS情報装置カンパニー 事業推進室長	服部高明	平成26年10月1日
取締役	ITS情報装置カンパニー副社長	取締役	ITS情報装置カンパニー 営業本部長	大矢鈴明	平成26年10月1日

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,418,716	3,120,618
受取手形及び売掛金	5,769,905	5,112,579
製品	-	7,429
仕掛品	569,565	937,890
原材料及び貯蔵品	566,183	893,444
その他	158,316	433,246
貸倒引当金	442	183
流動資産合計	10,482,244	10,505,026
固定資産		
有形固定資産		
土地	1,882,330	1,882,330
その他(純額)	634,777	738,321
有形固定資産合計	2,517,107	2,620,651
無形固定資産		
投資その他の資産	161,966	118,446
投資有価証券	913,289	838,990
その他	38,520	53,061
投資その他の資産合計	951,809	892,051
固定資産合計	3,630,884	3,631,149
資産合計	14,113,128	14,136,175
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,387,010	3,357,989
未払法人税等	86,400	2,700
前受金	319,385	608,460
賞与引当金	323,181	145,866
役員賞与引当金	17,200	7,638
製品保証引当金	85,878	85,559
工事損失引当金	96,548	144,136
その他	1,023,750	702,770
流動負債合計	5,339,354	5,055,119
固定負債		
退職給付引当金	870,357	-
役員退職慰労引当金	49,610	54,260
その他	15,533	70,170
固定負債合計	935,500	124,430
負債合計	6,274,855	5,179,550
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,100,005	1,100,005
資本剰余金	1,020,375	1,020,375
利益剰余金	5,533,106	6,636,533
自己株式	3,484	25,168
株主資本合計	7,650,001	8,731,744
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	188,271	224,881
評価・換算差額等合計	188,271	224,881
純資産合計	7,838,272	8,956,625
負債純資産合計	14,113,128	14,136,175

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
売上高	8,313,204	9,472,708
売上原価	7,029,581	7,945,604
売上総利益	1,283,623	1,527,104
販売費及び一般管理費	1,236,996	1,367,631
営業利益	46,626	159,473
営業外収益		
受取配当金	19,355	17,516
廃材処分収入	9,699	6,503
その他	12,360	12,389
営業外収益合計	41,415	36,409
営業外費用		
支払保証料	8,307	9,450
減価償却費	-	1,263
事故関連費用	2,094	1,904
その他	522	627
営業外費用合計	10,925	13,246
経常利益	77,116	182,637
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	279,752	-
固定資産売却益	-	3,902
投資有価証券売却益	153,365	66,815
特別利益合計	433,118	70,718
特別損失		
固定資産売却損	-	449
固定資産除却損	1,032	3,347
特別損失合計	1,032	3,797
税引前四半期純利益	509,202	249,557
法人税、住民税及び事業税	12,212	15,909
法人税等調整額	23,040	67,790
法人税等合計	35,252	51,880
四半期純利益	473,949	301,438

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げた定めについて第1四半期会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を、期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第3四半期累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第3四半期累計期間の期首の退職給付引当金が832,118千円減少し、利益剰余金が832,118千円増加しております。なお、当第3四半期累計期間の営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益に与える影響は軽微であります。

(四半期貸借対照表関係)

四半期会計期間末日満期手形

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成26年12月31日)
受取手形	- 千円	33,200千円
支払手形	-	231,762

(四半期損益計算書関係)

前第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)及び

当第3四半期累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

当社の売上高は、通常の営業形態として、第4四半期に売上げる物件の割合が多いため、第4四半期会計期間の売上高と他の四半期会計期間の売上高との間に著しい相違があり、各四半期会計期間の業績に季節的変動があります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年12月31日)
減価償却費	178,371千円	159,740千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	30,131	5	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自平成26年4月1日至平成26年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	30,129	5	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(持分法損益等)

当社が有している関連会社は、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期 損益計算書 計上額 (注)2
	情報装置事業	検査装置事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	7,345,435	967,769	8,313,204	-	8,313,204
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	7,345,435	967,769	8,313,204	-	8,313,204
セグメント利益又は損失()	563,580	98,218	465,361	418,734	46,626

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 418,734千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用 418,734千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門及び研究開発部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	四半期 損益計算書 計上額 (注) 2
	情報装置事業	検査装置事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,617,065	855,642	9,472,708	-	9,472,708
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-
計	8,617,065	855,642	9,472,708	-	9,472,708
セグメント利益又は損失（ ）	847,513	230,892	616,620	457,147	159,473

(注) 1. セグメント利益又は損失（ ）の調整額 457,147千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用 457,147千円であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない管理部門及び研究開発部門に係る費用であります。

2. セグメント利益又は損失（ ）は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	78円65銭	50円08銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	473,949	301,438
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	473,949	301,438
普通株式の期中平均株式数(株)	6,025,931	6,019,291

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月6日

名古屋電機工業株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城 卓 男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている名古屋電機工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第58期事業年度の第3四半期会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成26年4月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、名古屋電機工業株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。